

議案第 8 号

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の
一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2022年7月1日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、学校施設の開放を行う学校を追加することに伴い、
関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

学校施設の開放を行う学校を追加するため、改正するものです。

2 改正内容

体育館、校庭及び体育館空調設備の開放を行う学校を追加します。（別表関係）

3 施行期日

令和４年８月１日から施行します。

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成１７年１０月町田市教育委員会規則第１５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後					改正前					
別表（第5条、第8条、第10条関係）					別表（第5条、第8条、第10条関係）					
開放施設		開放日及び開放時間		申請期間	開放施設		開放日及び開放時間		申請期間	
施設の種類	施設区分				施設の種類	施設区分				
体育館	略	夏季期間を除く平日	午後5時から 午後9時まで	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日までの間において、運営委員会が指定する日まで	体育館	略	夏季期間を除く平日	午後5時から 午後9時まで	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日までの間において、運営委員会が指定する日まで	
	町田第一中学校 町田第二中学校	夏季期間の平日	午前8時から 午後9時まで			略	夏季期間の平日	午前8時から 午後9時まで		
	略	日曜日、土曜日及び祝日	午前8時から 午後9時まで			鶴川第二中学校	日曜日、土曜日及び祝日	午前8時から 午後9時まで		
	薬師中学校 忠生中学校 山崎中学校 小山中学校 堺中学校 略					忠生中学校 小山中学校 略				
略	略	略	略	略	略	略	略	略		
校庭	略	夏季期間を除く平日	午後5時から 午後9時まで	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日までの間において、運営委員会が指定する日まで	校庭	略	夏季期間を除く平日	午後5時から 午後9時まで	利用日の属する月の前月の第1土曜日から利用日までの間において、運営委員会が指定する日まで	
		夏季期間の平日	午前8時から 午後9時まで				略	夏季期間の平日		午前8時から 午後9時まで
		日曜日、土曜日及び祝日	午前8時から 午後9時まで				略	日曜日、土曜日及び祝日		午前8時から 午後9時まで

				の間において、運営委員会が指定する日まで
略	略	略	略	略
体育館空調設備	略	夏季期間を除く平日	午後5時から午後9時まで	別に定める。
	町田第一中学校 町田第二中学校	夏季期間の平日	午前8時から午後9時まで	
	略	日曜日、土曜日及び祝日	午前8時から午後9時まで	
	鶴川第二中学校 薬師中学校 忠生中学校 山崎中学校 小山中学校 堺中学校 略			
略	略	略	略	略

備考 略

				の間において、運営委員会が指定する日まで
略	略	略	略	略
体育館空調設備	略	夏季期間を除く平日	午後5時から午後9時まで	別に定める。
	町田第一中学校	夏季期間の平日	午前8時から午後9時まで	
	略	日曜日、土曜日及び祝日	午前8時から午後9時まで	
	鶴川第二中学校 忠生中学校 小山中学校 略			
略	略	略	略	略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後の開放施設の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても行うことができる。